

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	犬塚地域 (小犬塚・新茶屋、寿美・仲小路、立稲葉、下小犬塚、生津、福光、清松、壱町原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

犬塚地域の米麦耕作は、農事組合法人が中心に担っており、農地の集積率は高いが、若手農業者が少なく、後継者不足が課題である。地域農業の主たるものは、米・麦・大豆などの土地利用型農業だが、イチゴ等の園芸農業も盛んである。  
また、住宅地増加に伴う農薬散布や機械の音の問題から、新規の住民と農家との共存が課題という声もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業の中心は、農地保全の観点からも引き続き土地利用型農業と、いちごを中心とした園芸農業等による複合経営である。耕作規模に関しては、現状維持が精一杯であるという声が多いが、新規の住民と農家の共存に関する問題や、畦畔除去等の課題があるため、いかにして現状を維持するかの検討が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	328.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	328.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地の集積は法人や集落営農組織等の基幹的担い手を中心に一定完了している。引き続き中間管理機構を活用して集積・集約に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の権利移動の手段として農地中間管理機構を現在活用している。賃借料の仲介以外で、集積・集約等に係る機構の役割に期待したい。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は一定完了しているため、現在実施の予定はないが、農地の大規模化に向けて畦畔除去などを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
所得の安定が必須である。補助金等の支援策に期待したい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
米・麦・大豆の防除作業委託について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩補助金等を活用し、農機具のDX化を進めていく方針。

【令和7年度座談会結果】

地域の農地集積率は高いが、若い担い手不足が課題である。作業量確保のためにオペレーターの雇用を検討する。